

大口町告示第6号

大口町防災行政用無線に係る無線設備の設置に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月7日

大口町長 鈴木雅博

大口町防災行政用無線に係る無線設備の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町防災行政用無線運営規程（昭和56年大口町規程第2号。以下「運営規程」という。）の別表で定める戸別子局のうち、子局の設置を希望する世帯及び事業所への防災行政用無線戸別受信機及び一般簡易無線受信機（以下「無線設備」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱により無線設備を貸与することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に住所を有する世帯
- (2) 町内で事業を営む事業所
- (3) 事業所が所有する社員寮及び研修施設（以下「附帯施設」という。）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(貸与)

第3条 町長は、無線設備の貸与を希望する1世帯、1事業所又は1附帯施設につき1台の無線設備を無償で貸与するものとする。

2 貸与する無線設備の種類は、設置する場所の状況を勘案し、町長が決定する。

(借用書の提出)

第4条 前条の規定により無線設備を貸与された世帯主、事業主又は代表者（以下「利用者」という。）は、大口町防災行政用無線設備借用書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第5条 無線設備の貸与に当たって、利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 無線設備に要する電気料及び電池交換経費
- (2) その他町長が特に利用者に負担させるべきものと認める経費

(管理)

第6条 利用者は、運営規程第19条の規定により、緊急時に備えて、無線設備を常に適正な受信状態を保つことができるように管理しなければならない。

2 利用者は、無線設備に異常を認めるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

3 利用者は、無線設備を第三者に貸与し、又は利用させてはならない。

(変更の届出)

第7条 利用者は、次に掲げる事項が生じた場合は、大口町防災行政用無線設備変更届(様式第2。以下「変更届」という。)により速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 町内で住所を変更する場合

(2) 利用者を変更する場合

(3) その他届出が必要な場合

2 変更届は、次に掲げる事項を記載した文書で代えることができる。

(1) 利用者の氏名

(2) 変更の理由

(3) 変更の内容

(返納)

第8条 利用者は、町外に住所を異動する場合又は無線設備が不要になった場合は、大口町防災行政用無線設備返納届(様式第3)により速やかに町長に届け出て、無線設備を返納しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出がない場合又は貸与が適当でないとする場合は、無線設備の返納を求めることができる。

3 利用者は、破損又は紛失により無線設備を返納することができない場合は、大口町防災行政用無線設備滅失届(様式第4。以下「滅失届」という。)により町長に届け出なければならない。

(故障時の対応)

第9条 第6条第2項の規定による届出があった無線設備については、町で修理した後、利用者に返却する。

2 前項の規定にかかわらず、修理が不可能なものについては、次に掲げるところによる。

(1) 利用者の故意、重大な過失その他利用者の責めに帰すべき場合は、町長は利用者に滅失届を提出させ、以後、新たな無線設備の貸与は行わないものとする。

(2) 無線設備の不具合その他利用者の責めに帰すべきでない場合は、町長は利用者に変更届を提出させ、新たな無線設備を貸与するものとする。

(損害賠償)

第10条 町長は、利用者が無線設備を故意又は重大な過失により、破損又は紛失したときは、これにより生じた損害について賠償を請求することができる。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 大口町防災無線（同報系）戸別受信機貸与に関する要綱（平成3年大口町告示第63号。以下「同報系要綱」という。）により貸与した戸別受信機を返納し、この要綱により無線設備を貸与された利用者は、同報系要綱第13条第2項の規定による大口町防災行政用無線戸別受信機返納証書（様式第6）の交付を省略するものとする。

様式第1 (第4条関係)

大口町防災行政用無線設備借用書

年 月 日

大口町長 様

住所

利用者 (世帯主又は代表者)

氏名 (印)

電話番号

大口町防災行政用無線設備について、次のとおり借用しましたので、大口町防災行政用無線に係る無線設備の貸与に関する要綱第4条の規定により提出します。

記

無線設備の種類		機器番号
	防災行政用無線戸別受信機	※
	一般簡易無線受信機	
1 設置場所	所在地 電話番号	
2 その他		

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 「1 設置場所」欄は、無線設備の設置場所が利用者の住所と異なる場合に記入してください。
- 3 記入いただいた個人情報は、無線設備の管理に必要な範囲内で使用します。

同意書

私は、大口町防災行政用無線設備を借用するにあたり、下記の項目に同意します。

- ・無線設備の電気料及び電池交換に要する経費を負担します。
- ・緊急時に備え、無線設備を常に適正な受信状態を保つことができますようにします。
- ・町外に住所を異動する場合、その他無線設備が不要になった場合は、無線設備を返納します。
- ・故意又は重大な過失により破損又は紛失したときは、これにより生じた損害を賠償します。

年 月 日

氏名 (印)

様式第2（第7条関係）

大口町防災行政用無線設備変更届

年 月 日

大口町長 様

住所

利用者 （世帯主又は代表者）

氏名

㊞

電話番号

大口町防災行政用無線設備について、下記のとおり変更が生じたので、大口町防災行政用無線に係る無線設備の貸与に関する要綱第7条第1項の規定により提出します。

記

無線設備の種類		機器番号
	防災行政用無線戸別受信機	
	一般簡易無線受信機	
変更内容	変更前	
	変更後	

様式第3（第8条関係）

大口町防災行政用無線設備返納届

年 月 日

大口町長 様

住所

利用者 (世帯主又は代表者)

氏名

⑩

電話番号

大口町防災行政用無線設備について、次のとおり返納しますので、大口町防災行政用無線に係る無線設備の貸与に関する要綱第8条第1項の規定により提出します。

記

無線設備の種類		機器番号
	防災行政用無線戸別受信機	
	一般簡易無線受信機	
1 設置場所	所在地 電話番号	
2 理由	1 転出 2 不要 ()	

備考 「1 設置場所」欄の所在地及び電話番号は、無線設備の設置場所が利用者の住所と異なる場合に記入してください。

様式第4（第8条関係）

大口町防災行政用無線設備滅失届

年 月 日

大口町長 様

住所

利用者 (世帯主又は代表者)

氏名 ⑩

電話番号

大口町防災行政用無線設備について、下記のとおり滅失したので、大口町防災行政用無線に係る無線設備の貸与に関する要綱第8条の規定により提出します。

記

無線設備種類		機器番号
	防災行政用無線戸別受信機	
	一般簡易無線受信機	
1 設置場所	所在地 電話番号	
2 理由	1 破損 ()	
	2 紛失 ()	

備考 「1 設置場所」欄の所在地及び電話番号は、無線設備の設置場所が利用者の住所と異なる場合に記入してください。